

介護サービスの提供における 不適正事例について

(指定取消等処分事例)

青森県健康福祉部高齢福祉保険課

以下の事例は、介護サービス事業者等に対する指定取消等処分事案の一例です。

それぞれの事例において、指定取消等処分の理由は複数ありますが、そのうち一部を記載しています。

【事例1】

令和3年3月指定取消処分

訪問介護

管理者が勤務時間中に別事業所で勤務していた。（人員基準違反）

訪問介護計画を作成せずにサービス提供を実施した。

また、一部の利用者について、利用者負担額を徴収せず、不当に割引を行った。（運営基準違反）

【事例2】

令和3年6月指定取消処分

訪問介護

実際にサービスを提供していないにもかかわらず、訪問介護の回数を水増しして、介護報酬を請求した。

事業所の実態が届出していた住所ではなく、サービス付き高齢者向け住宅にあり、同住宅に居住する利用者及び近隣に居住する利用者に対し、訪問介護を提供していたにもかかわらず、同一建物減算を算定せず、不正請求を行った。
(不正請求)

【事例3】

令和3年3月指定取消処分

訪問介護

サービス提供を行っていないにもかかわらず、これを行った旨を記載した虚偽のサービス提供記録を作成し、介護報酬を請求した。（不正請求）

【事例4】

令和元年11月指定取消処分

訪問介護

指定更新申請時に、退職している職員を配置していると記載し、指定を受けた。（不正の手段による指定）

更新後、人員基準違反と知りながら、サービス提供責任者を配置せず、訪問介護員等の人員が最低基準の常勤換算2.5人以上を満たさなかった。（人員基準違反）

人員基準違反と知りながら、介護報酬を請求し、受領した。（不正請求）

【事例5-1】

令和2年3月指定取消処分

訪問介護

身体拘束を行う際に十分な検討及び記録を行わないまま、有料老人ホームに居住する利用者に対し、居室外側の施錠、つなぎ服、ミトン、四肢をタオルでベットに縛り付ける、ベットの四方を壁や柵で囲う行為、薬を与えない又は他人に処方された抗精神薬を投与し動きを抑制する身体拘束を行った。

(人格尊重義務違反 (高齢者虐待))

【事例5-2】

令和2年3月指定取消処分

訪問介護

有料老人ホームに居住する利用者の郵便物及び携帯電話を本人に無断で預かり不当に孤立させる心理的虐待を行った。

また、居室から共有スペースに出ることを不当に制限するとともに、居室から出た利用者を怒鳴る心理的虐待を行った。

（人格尊重義務違反（高齢者虐待））

【事例6】

令和元年5月指定取消処分

通所介護

生活相談員として勤務する意思がない者を、生活相談員として配置すると虚偽の記載をし、介護保険事業所としての指定を受けた。（不正の手段による指定）

【事例7】

令和3年5月指定取消処分

通所介護

介護職員処遇改善加算を算定していたにもかかわらず、介護職員の賃金改善を実施していない。

看護職員の人員欠如があったにもかかわらず、サービス提供体制強化加算の減算の手続きを行っていない。

勤務実態の無い虚偽の勤務記録を作成し、サービスを提供したとする虚偽のサービス提供記録を作成した。

(不正請求)

【事例8】

令和3年5月指定の一部効力停止

通所介護

看護職員の未配置の日があるにもかかわらず、看護職員を配置していたかのように、タイムカード、勤務表及びサービス提供記録を偽造し、それを基に介護給付費を不正に請求し、受領した。（不正請求）

【事例9】

令和3年5月指定取消処分

通所介護

看護職員を単位ごとに配置できていない日が月に5日以上あった。（人員基準違反）

個別機能訓練加算Ⅰにおいて、常勤専従の機能訓練指導員を配置していないにもかかわらず請求していた。

看護職員の人員基準欠如があるにもかかわらず、減算せずに請求していた。（不正請求）

【事例10】

令和2年12月指定取消処分

介護老人保健施設

医師が常勤しておらず人員に関する基準を満たしていないにもかかわらず、人員基準欠如減算を算定していない。また、人員基準欠如に該当する場合に算定できない加算を算定し、報酬を請求し受領した。（不正請求）

管理者として届出・表示している医師が常勤ではなく、また、医師でない者に、県の許可なく施設を管理させていた。（開設者による不正又は著しく不当な行為）

おわりに

介護サービス事業者等は、介護保険法、関係令規及び関係通知に定められた基準等を遵守し、適正な運営を行わなければなりません。

これらの事例を戒めとし、事業所等の適正な運営を図ってください。